

特定類型該当性確認のための簡易YES／NOチャート

所属する大学等に提出する誓約書に関する補足 2

類型①について

外国法人等（外国大学を含む。）か外国政府等と雇用契約（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）又は取締役としての委任契約を締結しているか？

NO

類型①に該当しない。

YES

本誓約書の提出先との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたの外国法人等又は外国政府等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか？

YES

類型①に該当しない。

YES

NO

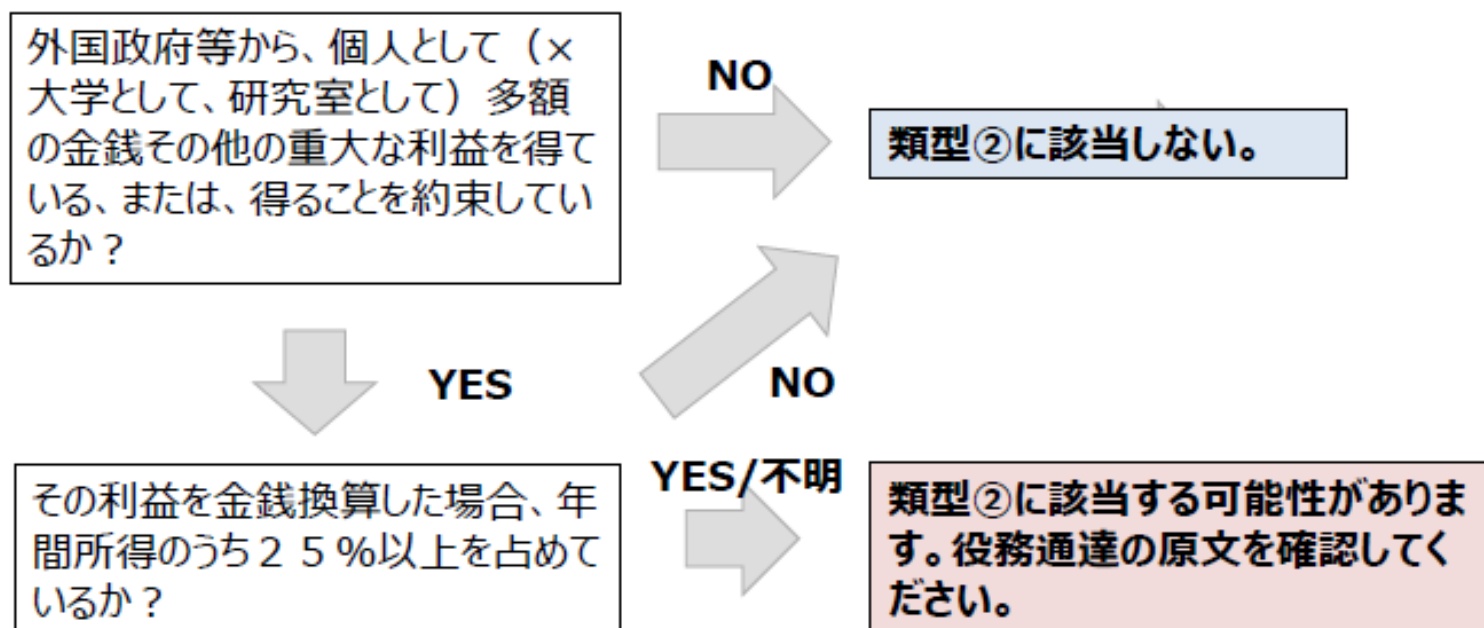
本誓約書の提出先と、あなたが契約を結んでいる外国法人等はグループ企業の関係にあるか？
（通常、大学等では該当しません。）

NO

類型①に該当する可能性があります。役務通達の原文を確認してください。

所属する大学等に提出する誓約書に関する補足 3

類型②について



大学・研究機関において想定される特定類型該当者の具体例

- 特定類型①～③に該当する居住者への技術提供は、みなし輸出管理の対象。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。
- 特定類型の該当性確認においては、「役務通達」の規定を必ず確認すること。

特定類型

①

雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者

例①: 外国大学と兼業(クロスアポイントメントを含む。)をしている本邦大学の教職員

例②: 外国企業(※)に勤務している社会人学生

※国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業(外国企業の子会社である本邦法人)は含まれない

特定類型

②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

例①: 外国政府から留学資金の提供を受けている学生

例②: 外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として(× 大学として、研究室として)多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

特定類型

③

国内において外国政府等の指示の下で行動する者

例: 日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者